

# 海外向け「やまなし」ブランドプロモーション推進業務委託に係る 企画提案募集要領

海外向け「やまなし」ブランドプロモーション推進業務（以下「業務」という。）の委託に関し、次のとおり、公募により、十分な企画力及び実施体制を備えた事業者等から企画提案を募集し、内容を審査のうえ、最良の提案をしたものを随意契約の相手方の候補者とする手続（公募型プロポーザル方式）を実施する。

この企画提案について、企画提案をしようとする者（以下「提案者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を「企画提案募集要領」（以下「募集要領」という。）として、次のとおり定める。

## 1 事業の概要

### (1) 事業名

海外向け「やまなし」ブランドプロモーション推進業務

### (2) 事業内容

別添「海外向け『やまなし』ブランドプロモーション推進業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

### (3) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日（日）まで

### (4) 予算上限額

金12,753,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

### (5) 公募スケジュール

プロポーザル公告	令和5年8月29日（火）
参加資格確認申請書提出期限	令和5年9月8日（金）
参加資格審査結果通知	令和5年9月12日（火）（予定）
質問受付期限	令和5年9月14日（木）
企画提案書提出期限	令和5年9月22日（金）
企画提案プレゼンテーション審査	令和5年9月27日（水）以降
結果通知、契約締結	令和5年9月28日（木）以降

## 2 企画提案手続に係る参加資格等

### (1) 参加資格

企画提案に参加する者は、次の要件を満たすこと。

- ・国または地方公共団体において、本件業務に類似する業務の経験や専門知識を有していること。
- ・本件業務の実施に支障が無い経営状況にあること。
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ・公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成26年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成26年2月3日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更

生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。

## (2) 提出書類

企画提案に参加する者は、次に掲げる企画提案参加資格確認申請書及び添付書類を各1部提出し、企画提案参加資格の確認を受けなければならない。

ア 企画提案参加資格確認申請書(様式第1号)

イ 誓約書(様式第2号)

ウ 役員名簿(様式第3号)

エ 会社概要等整理表(様式第4号)

※会社概要等紹介のパンフレット等がある場合は、それを添付すること。

## (3) 提出方法・期限

- ・2(2)ア～エの書類の全てを、持参または郵送により令和5年9月8日(金)午後5時(必着)までに提出すること。
- ・持参以外の方法で提出した場合は、到達したことを本要領の末尾に記載の問合せ先へ電話で確認すること。
- ・提出は、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。平日とは、山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日を除く日とする(以下同じ。)

## (4) 結果通知

参加資格審査結果は、令和5年9月12日(火)以降に、すべての申請者に対し連絡する。

## 3 質問の受付

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票(様式第5号)に記載の上、電子メールにて送信すること。件名は「海外向け「やまなし」ブランドプロモーション推進業務に関する質問(貴社名)」とすること。なお、電話による質問は受け付けない。

### (1) 質問の送付先

本要領末尾に記載する電子メールアドレス宛てに送付すること

### (2) 受付期間

令和5年9月14日(木)午後5時まで(必着)

### (3) 質問に対する回答

回答は、県が参加資格を有すると確認した者にのみ、電子メールにより行う。

### (4) 留意事項

- ・質問の内容についての確認をメール等にて行うことがあるので、その場合は速やかにメールにて返信すること。
- ・本企画提案に関係ない質問や公平性が保てないと判断した場合は回答しないことがある。

## 4 企画提案書・見積書の提出

### (1) 提出書類

ア 企画提案書

- ・企画提案書は1参加者につき1件のみとする。
- ・別に定める仕様書及び審査基準の内容を踏まえ作成すること。また、仕様書に記載されていない事項であっても、業務の推進・目的達成のために必要と認められる事項について、委託料の上限の範囲内で積極的に提案すること。
- ・提案書は、A4判(様式任意)とし、表紙には様式第6号を使用すること。

#### イ 見積書（様式は任意）

- ・仕様書の各項目を踏まえ、1（4）の予算上限額の範囲内で、金額（消費税及び地方消費税を含む）及び積算内訳（項目ごとの金額）を記載すること。  
※積算根拠は仕様書を参考に可能な限り詳細に記載すること。

#### (2) 提出部数及び提出方法

書面により、4（1）を**正本1部、副本6部**提出するとともに、CD-ROM等に格納し電子媒体としてもすること。なお、副本5部は企画提案応募者名がわからないように印刷すること。提出は、本要領の末尾に記載の場所に持参または郵便により行うこと。

持参以外の方法で提出した場合は、到達したことを本要領の末尾に記載の問合せ先へ電話で確認すること。

#### (3) 提出期限

令和5年9月22日（金）午後5時（必着）

持参の場合は、県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

#### (4) 企画提案書の提出辞退

参加資格確認申請書の提出後に企画提案書の提出を辞退する場合は、「辞退届出書（様式第7号）」を企画提案書の提出期限までに、本要領末尾記載の場所へ提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、当該辞退による不利益な取り扱いはない。

### 5 審査及び結果通知等

#### (1) 審査

- ・企画提案書の審査は、海外向け「やまなし」ブランドプロモーション推進業務委託に係る企画提案審査会（以下、「審査会」という。）が非公開で行う。
- ・審査は企画書及びプレゼンテーションにより行うものとし、詳細は各参加者に別途通知する。
- ・審査会は、別に定める審査基準に基づき総合的に審査を行い、第1位の者を契約締結候補者とする。

#### (2) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合の企画提案は無効とする。

- ・本募集要領に定める手続き等に合致しない場合
- ・談合などの不正行為、提出書類に虚偽の記載、その他不正行為があった場合

#### (3) 結果通知・公表

- ・審査の結果は、それぞれの審査の参加者に対して文書にて通知する。
- ・審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- ・選定結果は、後日、山梨県ホームページで公開する。

※公表内容は、評価基準、配点及び各提案者の評価基準毎の得点と総合得点、契約者の名称、契約締結年月日、契約金額とし、契約者以外の提案者の名称又は氏名は公表しない。

### 6 契約の締結等

- ・5（1）の手続により選定された契約締結候補者と契約及び業務実施に向けた交渉を行い、協議が整った場合は随意契約により契約を締結する。
- ・ただし、契約締結候補者と協議が整わず契約の見込みがないとき、又は、契約締結候補者が契約締結までの間に、2（1）参加資格を満たさなくなったときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

### 7 その他

- (1) 必要に応じて参加申込みに関する照会を行う場合がある。

- (2) 参加表明及び企画提案に関する説明会は行わない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (5) 本件公募手続きにより知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 契約締結候補者として特定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (7) 山梨県財務規則（昭和39年3月31日 規則第11号）第109条の2で定める各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金は免除することがある。
- (8) 企画提案に要する費用の一切は、参加者の負担とする。
- (9) 災害等、不測の事態が生じた場合は、本業務に関する手続きを延期することがある。

## 8 問合せ・連絡先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館3階  
山梨県知事政策局地域ブランド推進グループ  
電話番号（直通） 055-223-1584  
メールアドレス [brand@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:brand@pref.yamanashi.lg.jp)